

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保険年金課
委 託 業 務 名	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務
委 託 業 務 場 所	大津市中央四丁目 5 番 9 号 滋賀県国民健康保険団体連合会
概 要	市町が行う資格管理及び給付事務のうち県単位で一元的に管理が必要な資格取得・喪失情報及び高額療養費情報を管理し、市町間における情報連携を支援する情報集約システムの運用を県内全市町の共同事業として、滋賀県国民健康保険団体連合会に委託していたものについて、システムの更改に伴い、再度委託契約を結ぶもの。
契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日
契 約 金 額	被保険者 1 件あたり 2 1 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市中央四丁目 5 番 9 号 〔名 称〕 滋賀県国民健康保険団体連合会
契約相手方の選 定 理 由	滋賀県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険の保険者が共同して国民健康保険事業の円滑な推進に寄与するため国民健康保険法第 8 3 条に基づき設立された公法人である。 当該事務の内容は、各市町の国民健康保険事務処理システムで管理する資格・給付情報を毎日、国民健康保険団体連合会に送信し、その情報を国民健康保険団体連合会にて一元的に集約・管理する情報集約システムの運用するもの。法に基づく県内保険者の共同事業を実施できる唯一の団体である滋賀県国民健康保険団体連合会へ当該事務を委託する。 なお、滋賀県国民健康保険運営方針において、滋賀県内 1 9 市町は全て当該業務を共同事業の一環として同会に委託することとされており、当市も委託契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。